

## 通所介護重要事項説明書

通所介護サービス提供の開始に当たり厚生労働省令に基づいて、事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

### 1. 法人概要

法人名称	社会福祉法人がじゅまる会
所在地	沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地
法人種別	社会福祉法人
電話番号	098-945-0028
指定年月日	昭和57年3月31日

### 2. 事業所概要

事業所名称	指定通所介護事業所守礼の里
所在地	沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地
代表者	石垣由美子
電話番号	098-945-0030
ファクシミリ番号	098-945-0172
指定年月日	平成20年4月1日（予防）平成24年4月1日
指定事業所番号	4772700011

### 3. 通所介護事業の基本方針

通所介護事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能

の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

#### 4. 介護予防通所介護の基本方針

介護予防通所介護事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

#### 5. 職員の種類、員数及び職務内容

管理者1名 管理者は、職員の管理及び業務の管理を行う。

相談員2名以上 相談員は、利用者の心身状況を把握し、家族や他職種との相談・調整を行う。

介護職員8名以上 介護職員は、利用者の心身状況を把握し、日常生活上の介護を行う。

看護職員1名以上 看護職員は、利用者の健康状況を把握し管理・指導及び医療に関することを行う。

機能訓練指導員1名以上 機能訓練員は、利用者の身体機能の維持・向上のための機能訓練を行う。

#### 6. 営業日及び営業時間

営業日：日曜日及び12月31日～1月3日、旧盆（旧7月15日）を除き毎日とする。

受付時間：08：15より17：15まで

サービス提供時間：要介護者は09：15より16：30まで

要支援者は09：15より16：30までの間 ※時間区分なし。

#### 7. 利用定員

50名（通所介護・介護予防通所介護を含む）

#### 8. 利用料 ※利用料金表1参照

#### 9. 事業の実施地域

事業の実施地域：西原町・中城村・与那原町・宜野湾市

## 10. 苦情等申立先

窓口担当者：仲村剛・大城孝子・大城司

所在地：西原町字掛保久346番地

連絡先：098-945-0030

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時半から午後4時半

苦情箱：受付前に設置・事業所内に設置

### 行政機関その他苦情受付機関

西原町 福祉部 健康支援課 介護支援係 098-945-4791

国民健康保険団体連合会 情報介護課 098-860-9026

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（事務局） 098-882-5704

## 11. 緊急時における対応方法

利用者が通所介護の実施中に体調不良等が発生した場合は、速やかにご連絡致します。その時の状態によっては利用を中断します。また、急変等で緊急を要するときは医療機関に救急搬送致します。その際にはご家族の対応となります。

## 12. 非常災害対策

消防法に基づく消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め年2回防火訓練を行います。

## 13. 事故発生時の対応

利用者が通所介護の実施中に事故等が発生した場合は、速やかにご家族・市町村・居宅介護支援事業所へ連絡を致します。

## 14. 個人情報保護の取り扱いについて

事業所に従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

## 15. 高齢者虐待防止及び身体拘束の禁止

事業所は、高齢者虐待防止法に基づき虐待の防止と発見に努め、発見した場合には速やか

に関係機関に報告します。

また事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間・その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

## 16. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を必要に応じて開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

2 事業所は事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を必要時に実施します。

## 17. 地域との連携

事業所はその事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

## 18. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する通所介護（予防通所介護）の提供を継続的に実施するための、必要時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 20. サービス利用に当たっての留意事項

送迎時刻の連絡送迎の時刻は口頭で申し上げていますが、サービス前にあらかじめ書面や電話等でも通知します。当日車に乗り合わせて送迎しますので、天候やその他やむを得ない事情により時刻に変更が生じます。大きく変更となる場合は電話によりその旨を連絡します。

2 体調確認医師の診断や、利用当日の健康状態を職員に伝え、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしましょう。体調不良等によるサービスの中止・変更当日の体調によりサービスの利用に不安がある場合、またはサービス利用中に体調の不良を感じた際には、無理をせずに、すみやかに職員に申し出て下さい。

3 食物アレルギー等がある場合は、予め申し出て下さい。また、当日の体調により食事をすることが難しいと思われる場合には、速やかに職員に申し出て下さい。

4 食品衛生上、食事の持ち込みをお断りしています。やむを得ない理由により、持ち込む場合は職員へご相談下さい。また、食事の持ち帰りもお断りしています。

5 設備・器具の利用不慮の事故等によりセンターの設備・器具類を損壊させた時には利用者の責任を問いませんが、故意に損壊させた場合には当該設備等についてその損害の賠償を求めることがあります。

6 サービス中の政治活動、宗教活動は禁止とさせていただきます。サービス中に利用者同士の販売行為は禁止とさせていただきます。

事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用いることがあります。

(利用者) 私は、本書面に基づいて事業所の職員：氏名\_\_\_\_\_から

(1) 個人情報使用同意書

(2) 通所介護重要事項説明書

以上2項目について十分に説明を受け、同意することを確認し了承致します。

令和 年 月 日

〔事業者〕 事業者 社会福祉法人がじゅまる会 通所介護事業所守礼の里

(指定番号：沖縄県4772700011号)

住 所 沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地

代表者 石垣 由美子 ㊟

〔利用者〕 住 所

氏 名 ㊟

〔代理人〕 住 所

氏 名 ㊟

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

### 1. 利用目的

当事業所では、利用者から提供された利用者本人およびご家族に関する個人情報を下記の目的以外使用致しません。

- ① 利用者提供サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ 利用者のために行う管理運営業務（会計、事故報告、介護サービスの向上等）
- ④ 事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、事業所等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### 2. 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のために利用者及びご家族等の個人情報を第三者へ提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所との連携（サービス担当者会議等）
- ③ 利用者の病院受診等にあたり、医師、病院関係者との連携
- ④ ご家族もしくは代理人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑦ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑧ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

### 3. 事業所内での写真の掲示及び広報誌での写真の掲示

当事業所では利用者の家族・事業所外の方々へ様子を知っていただくため、施設内に掲示又はHPや広報誌に写真と年齢を掲載することがあります。写真掲示・HP・広報誌への写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出下さい。

その他の写真の掲示等については、写真を利用者もしくはご家族に提示し了解を得るものとします。

## 介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供の開始に当たり厚生労働省令に基づいて、事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

### 1. 法人概要

法人名称	社会福祉法人がじゅまる会
所在地	沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地
法人種別	社会福祉法人
電話番号	098-945-0028
指定年月日	昭和57年3月31日

### 2. 事業所概要

事業所名称	指定通所介護事業所守礼の里
所在地	沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）
電話番号	098-945-0030
ファクシミリ番号	098-945-0172
指定年月日	平成27年4月1日
指定事業所番号	4772700011

### 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことを目指します。

#### 4. 職員の種類、人数及び職務内容

管理者1名 管理者は、職員の管理及び業務の管理を行う。

相談員2名以上 相談員は、利用者の心身状況を把握し、家族や他職種との相談・調整を行う。

介護職員8名以上 介護職員は、利用者の心身状況を把握し、日常生活上の介護を行う。

看護職員1名以上 看護職員は、利用者の健康状況を把握し管理・指導及び医療に関することを行う。

機能訓練指導員1名以上 機能訓練員は、利用者の身体機能の維持・向上のための機能訓練を行う。

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日：日曜日及び12月31日～1月3日、旧盆（旧7月15日）を除き毎日とする。

受付時間：08：15より17：15まで

サービス提供時間：要介護者は09：15より16：30まで

要支援者は09：15より16：30までの間 ※時間区分なし。

#### 7. 利用定員

50名（通所介護・介護予防通所介護を含む）

#### 8. 利用料 ※介護予防・日常生活支援総合事業料金表参照

#### 9. 事業の実施地域

事業の実施地域：西原町

#### 10. 苦情等申立先

窓口担当者：仲村剛・大城孝子・大城司

所在地：西原町字掛保久346番地

連絡先：098-945-0030

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時半から午後4時半

苦情箱：受付前に設置・事業所内に設置

行政機関その他苦情受付機関

西原町 福祉部 健康支援課 介護支援係 098-945-4791

国民健康保険団体連合会 情報介護課 098-860-9026

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（事務局） 098-882-5704

### 1 1. 緊急時における対応方法

利用者が通所介護の実施中に体調不良等が発生した場合は、速やかにご連絡致します。その時の状態によっては利用を中断します。また、急変等で緊急を要するときは医療機関に救急搬送致します。その際にはご家族の対応となります。

### 1 2. 非常災害対策

消防法に基づく消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め年2回防火訓練を行います。

### 1 3. 事故発生時の対応

利用者が通所介護の実施中に事故等が発生した場合は、速やかにご家族・市町村・居宅介護支援事業所へ連絡を致します。

### 1 4. 個人情報保護の取り扱いについて

事業所に従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

### 1 5. 高齢者虐待防止及び身体拘束の禁止

事業所は、高齢者虐待防止法に基づき虐待の防止と発見に努め、発見した場合には速やかに関係機関に報告します。

また事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間・その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

## 16. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を必要に応じて開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

2 事業所は事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を必要時に実施します。

## 17. 地域との連携

事業所はその事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

## 18. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する通所介護（予防通所介護）の提供を継続的に実施するための、必要時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 20. サービス利用に当たっての留意事項

送迎時刻の連絡送迎の時刻は口頭で申し上げていますが、サービス前にあらかじめ書面や電話等でも通知します。当日車に乗り合わせて送迎しますので、天候やその他やむを得ない事情により時刻に変更が生じます。大きく変更となる場合は電話によりその旨を連絡します。

2 体調確認医師の診断や、利用当日の健康状態を職員に伝え、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしましょう。体調不良等によるサービスの中止・変更当日の体

調によりサービスの利用に不安がある場合、またはサービス利用中に体調の不良を感じた際には、無理をせずに、すみやかに職員に申し出て下さい。

3 食物アレルギー等がある場合は、予め申し出て下さい。また、当日の体調により食事をすることが難しいと思われる場合には、速やかに職員に申し出て下さい。

4 食品衛生上、食事の持ち込みをお断りしています。やむを得ない理由により、持ち込む場合は職員へご相談下さい。また、食事の持ち帰りもお断りしています。

5 設備・器具の利用不慮の事故等によりセンターの設備・器具類を損壊させた時には利用者の責任を問いませんが、故意に損壊させた場合には当該設備等についてその損害の賠償を求めることがあります。

6 サービス中の政治活動、宗教活動は禁止とさせていただきます。サービス中に利用者同士の販売行為は禁止とさせていただきます。

事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用いることがあります。

(利用者) 私は、本書面に基づいて事業所の職員：氏名\_\_\_\_\_から

(1) 個人情報使用同意書

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

以上2項目について十分に説明を受け、同意することを確認し了承致します。

令和 年 月 日

〔事業者〕 事業者 社会福祉法人がじゅまる会 通所介護事業所守礼の里

(指定番号：沖縄県4772700011号)

住 所 沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地

代表者 石垣 由美子 ㊟

〔利用者〕 住 所

氏 名 ㊟

〔代理人〕 住 所

氏 名 ㊟

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

### 1. 利用目的

当事業所では、利用者から提供された利用者本人およびご家族に関する個人情報を下記の目的以外使用致しません。

- ① 利用者提供サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ 利用者のために行う管理運営業務（会計、事故報告、介護サービスの向上等）
- ④ 事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、事業所等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### 2. 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のために利用者及びご家族等の個人情報を第三者へ提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所との連携（サービス担当者会議等）
- ③ 利用者の病院受診等にあたり、医師、病院関係者との連携
- ④ ご家族もしくは代理人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑦ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑧ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

### 3. 事業所内での写真の掲示及び広報誌での写真の掲示

当事業所では利用者の家族・事業所外の方々へ様子を知っていただくため、施設内に掲示又はHPや広報誌に写真と年齢を掲載することがあります。写真掲示・HP・広報誌への写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出下さい。

その他の写真の掲示等については、写真を利用者もしくはご家族に提示し了解を得るものとします。